

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議									
開 催 日 時	平成28年2月19日(金) 10時00分 ~ 10時11分									
開 催 場 所	藤井寺市柏原市学校給食組合会議室									
出 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">(構成員)</td> <td style="width: 40%;">管理者 教育委員会 教育長 委員 委員 委員 委員</td> <td style="width: 45%;">國下 和男 多田 実 藤本 英生 糸野 聡史 三宅 義雅 吉原 孝</td> </tr> <tr> <td>(関係者)</td> <td>給食課長 給食課長代理 給食係主査</td> <td>石川 幸弘 白木 信生 花田 淳</td> </tr> <tr> <td>(事務局)</td> <td>総務課長 総務課長代理</td> <td>甥杉 正章 鈴木 佳実</td> </tr> </table>	(構成員)	管理者 教育委員会 教育長 委員 委員 委員 委員	國下 和男 多田 実 藤本 英生 糸野 聡史 三宅 義雅 吉原 孝	(関係者)	給食課長 給食課長代理 給食係主査	石川 幸弘 白木 信生 花田 淳	(事務局)	総務課長 総務課長代理	甥杉 正章 鈴木 佳実
(構成員)	管理者 教育委員会 教育長 委員 委員 委員 委員	國下 和男 多田 実 藤本 英生 糸野 聡史 三宅 義雅 吉原 孝								
(関係者)	給食課長 給食課長代理 給食係主査	石川 幸弘 白木 信生 花田 淳								
(事務局)	総務課長 総務課長代理	甥杉 正章 鈴木 佳実								
会 議 の 議 題	藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議運営要綱について									

議 事

○事務局

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より第1回藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議を開会させていただきます。本日はご多忙の中、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。本会議の庶務であり、司会を務めさせていただきます総務課長の甥杉でございます。どうぞよろしく願いいたします。なお、本会議は法の規定により、原則、公開となっておりますが、本日は傍聴者がいらっしゃいませんことをご報告申し上げます。

また、本会議は議事録を作成し、ホームページ等で公開する予定でございます。作成後に消去いたしますので録音させていただくことへの、ご理解、ご了承をお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。

当会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会を置く全ての地方公共団体に設置が義務付けられたことに伴うものでございます。本日は、先ずこの会議運営要綱を定めさせていただきますようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、当学校給食組合、國下管理者より、ご挨拶を申し上げます。

○管理者

皆様、おはようございます。

皆様方におかれましては、日頃から学校給食組合、また学校給食に対しましていろいろご理解、ご協力を賜わっておりますことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

本会議は、皆様方もご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によりまして、私が招集し、本日開催の運びとなったものでございます。定めていただく運営要綱案については、後ほど担当より説明させますが、藤井寺市と柏原市の学校給食を子ども達にとって、より良いものにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げまして、私の挨拶ということにさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、ご出席いただいておりますメンバーのご紹介を私のほうからさせていただきます。

(出席者紹介)

それでは、本日の案件に入らせていただきます。

3. 案件の(1) 藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議運営要綱(案)について、説明をお願いいたします。

○給食課長代理

失礼いたします。それでは、レジメに付けております、藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議運営要綱の案をご覧くださいませでしょうか。

この会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されておりますので、それ以外の会議の運営に関する事項をこの要綱で定めようとするものでございます。第2条で組織について、第3条では会議の招集について定めております。この会議は管理者が招集し、議長となります。また、会議の庶務その他の事項を処理させるため、指名する職員を会議に出席させることが出来るとさせていただきます。第4条では会議の公開について、第5条では傍聴に関するものを定めるもので、傍聴の定員を10名とし、酒気を帯びている者等の傍聴できない事由を定めるものでございます。第6条は会議の議事録について、第7条では会議の庶務担当課について定めております。

また、第8条において、この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、この会議に諮り、管理者と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定することになるというものでございます。総合教育会議運営要綱案についてのご説明は以上でございます。どうぞよろしく願い

いたします。

○事務局

説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

特に質問等がございませんので、藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議運営要綱につきましては、ご承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員一同

異議なし。

○事務局

ありがとうございます。この運営要綱につきまして、ご承認いただきましたので、以後は要綱に基づきまして進めさせていただきます。

(2) その他に移りますが、運営要綱第3条により、管理者が議長となりますので、よろしく願いいたします。

○管理者

それでは運営要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願いを申し上げます。

案件3、(2) その他でございますが、ご意見等、ございませんか。

特に無いようでございます。事務局等で何かありますか。

○事務局

ございません。

○管理者

本日の会議は、終了いたします。

本当に皆様方にはお忙しい中、お集まりいただき、給食組合の今後のことにつきましても、いろいろとお考えいただいておりますことであろうかと思いますが、本日はこれで散会ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。